

社会福祉における『参加』を問い直す
障害者権利条約に潜む豊富な視点 実践の試行と蓄積を

NPO 法人日本障害者協議会代表 藤井克徳

はじめに

- ・ 自己紹介
- ・ 講演のあらまし

◆障害者権利条約の制定過程でくり返されたフレーズ

「私たち抜きに私たちのことを決めないで— Nothing About Us Without Us 」

障害者権利条約（以下、権利条約）は、第 61 国連総会で採択され（2006 年 12 月 13 日）、日本では 2014 年 1 月 20 日に批准した。世界の障害分野の全体を通して、圧倒的な存在感を有する権利条約にあって、このフレーズの持つ意義は大きい。もし、制定過程でこのフレーズの実質が無かったとしたら、存在感も期待感も、今日のポジションはなかったと言えよう。「私たち抜きに私たちのことを決めないで」は、障害分野に関する政策の制定過程はもとより、現場での実践（支援）の全般にわたって欠くことのできない視座の一つと言える。なお、国連での審議において、このフレーズの実質化が成った背景として、次の諸点があげられる。

- ・ 国連の成り立ちならびに主要人権条約の影響（通底しているのは、「自決」ならびに「自己決定」）
- ・ 国連のリーダー層の支持（故アナン事務総長や権利条約特別委員会議長の貢献）
- ・ 障害に関する国際 NGO の主体的力量（国連特別委員会の審議の中での内容面のリード、ロビー活動）

I 権利条約は『参加』を具体化するための礎

1. 権利条約とは（25 項目の前文と 50 箇条の本則から構成）
2. 権利条約のルーツの一つは国際障害者年（1981 年 テーマ：完全参加と平等）
3. 重要な視点・新たな考え方
 - 1) 固有の尊厳
 - 2) インクルージョン
 - 3) 「他の者との平等を基礎として」（権利条約に 35 か所登場）
 - 4) 新たな障害観・障害者観（医学モデルと社会モデルの二つの視点 社会モデルに比重を）
 - 5) 合理的配慮
 - 6) アファーマティブアクション

4. 『参加』を考えていくうえで大切となる条項の一部
 - ・あらゆる活動分野における障害者に関する定型化された観念、偏見及び有害な慣行（性及び年齢に基づくものを含む。）と戦うこと。（第8条-1）
 - ・全ての障害者は、他の者との平等を基礎として、その心身がそのままの状態尊重される権利を有する。（第17条）
5. 権利条約と連携すべき主な規範
 - 1) 日本国憲法（第13条、第14条、第25条など）
 - 2) SDGs（国連2030開発目標 「誰一人取り残さない」）

II 『参加』の具体化に向けて

1. 『参加』の質的な段階
 - 1) 形だけの『参加』
 - 2) 仕組みとしての『参加』
 - 3) 実感としての『参加』
 - 4) 結果につながる『参加』
2. 『参加』を実質化するために
 - 1) 空間や時間の共有
 - 2) 決定過程への『参加』
 - 3) 合理的配慮を中心とする基本的な支援

III 実践例(私の体験から)

1. 学校教育への『参加』
 - 1) 障害の重い子どもは就学猶予・免除が当たり前の時代（1979年以前）
 - 2) 学校教育への『参加』がもたらしたもの—子ども、家族、教員、社会のそれぞれで
2. 働く場（共同作業所づくり）への『参加』
 - 1) 開設までのプロセス（原点は、障害当事者のニーズ）
 - 2) 開設後の『参加』（働く機会の確保、運営面での関わり）
3. 内閣府障がい者制度改革推進会議（2010年～2014年）
 - 1) 大きな社会実験（構成員の過半数が当事者（構成員26人中14人が当事者））
 - 2) もたらした成果（国際的にみても高い水準、参加から参画へ）

4. 兵庫県明石市でのインクルーシブ条例づくり（2022年4月施行）

- 1) 作成過程の当事者『参加』
- 2) 条例の内容は『参加』の促進

IV 『参加』をめぐる課題

1. 『参加』とは正反対の事象の払拭
 - 1) 優生政策の全面解決
 - 2) 「精神障害問題の解消」（社会的入院や身体拘束の撤廃など）
 - 3) 家族依存からの脱却（地域生活の実体の多くは家族への依存）
2. 障害者の地域生活・自立生活のための基幹政策の拡充—『参加』の裏打ち
 - 1) 働く場・活動の場
 - 2) 住まい
 - 3) 人による支えの充実
 - 4) 所得保障（障害基礎年金制度の改善を中心に）
 - 5) 家族負担（障害当事者からは家族依存）の解消
3. 『参加』に関する実態調査
 - 1) 障害のある人と無い人との暮らし、社会参加の比較（基幹統計調査に新たな動き）
 - 2) 障害の種別間、程度間の比較
 - 3) 障害者の『参加』に関する国際比較
4. 現場（地域や事業所）での創造的な実践の推進
 - 1) あらゆる実践（支援）で『参加』を意識すること
 - 2) 合理的配慮の蓄積
 - 3) 障害の社会モデルの視点（障壁の除去）からの実践
 - 4) 「自己決定」の実践
 - 5) 『障害と参加』についての継続した検討、研究（当事者と支援者が一体となって）

V むすび

◆添付資料

資料1：障害者権利条約全文 資料2：朝日新聞 2022年4月6日付

◆お勧めの書籍

- ・『えほん障害者権利条約』（共著：汐文社、2015年）
- ・岩波ジュニア新書『障害者とともに働く』（共著：岩波書店、2020年）
- ・『JDブックレット5 障害のある人の分岐点—障害者権利条約に恥をかかせないで—』（やどかり出版、2021年）